(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

2023年 6月 15日

滋賀県知事 殿

提出者

住所 東京都中央区八丁堀1-10-7 (TMG八丁堀ビル)

氏名日本カーボン株式会社
代表取締役社長宮下 尚史電話番号03-6891-3730 (代表)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日本カーボン株式会社 滋賀工場			
事業場の所在地	滋賀県近江八幡市鷹飼町126-1			
計画期間	2023年4月1日~2024年3月31日まで			
当該事業場において現に行っ	ている事業に関する事項			
①事業の種類	2169 その他の炭素・黒鉛製品製造業			
②事業の規模	生産金額 8,009百万円			
③従 業 員 数	74名			
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	(特管汚泥> 日本カーボン(株) 製品 排ガス 処理設備 発生 脱水装置 中間整 (地理方法> 菱託業者 (セメント原料) 又は埋立			

(日本工業規格 A列4番)

特別	川管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項				
	(管理体制図) 滋賀工場 環境管理組織	環境管理 管理職: 工場長方道 工場安全衛生耳 実績校記 工場技名	責任者 製造部 会議 計監査 環境委員会	事務課 製造課 生産管理課 品質保証課 工務課	
特別	管理産業廃棄物の排出の	の抑制に関する事項			
		【前年度(令和4年度)	実績】		
		特別管理産業廃棄物の種類	汚泥	燃えやすい廃油	
		排出量	50. 2 t	1.8 t	
	①現状・HCLの使用量管理と削減・ドラムウォーマーによる再処理				
	【目標】				
		特別管理産業廃棄物の種類	汚泥	燃えやすい廃油	
		排出量	53.0 t	2. 0 t	
	②計画	(今後実施する予定のE ・前年と同様	取組)		
特別	別管理産業廃棄物の分別に関する事項				
	①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) -			
	②計画	(今後分別する予定の特別	別管理産業廃棄物の種類 一	及び分別に関する取組)	

ら行う特別管理層	産業廃棄物の再生利用に関する事	項	
	【前年度(令和 - 年度	度) 実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	_	
O THAIN	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	— t	t
①現状	(これまでに実施した取組	E)	
		-	
	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	-	
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	— t	t
②計画	(今後実施する予定の取組	E)	
		_	
ら行う特別管理層	全業廃棄物の中間処理に関する事	項 項	
	【前年度(令和 - 年度) 実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	_	
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	— t	t
①現状	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した取約	且)	
		_	
	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	_	
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	- t	t
②計画	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	— t	t
	(今後実施する予定の取組	E)	
		_	

自ら	自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項					
【前年度(令和 - 年度)実績】						
	①現状	特別管理産業廃棄物の種類	_			
		自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	— t	t		
		(これまでに実施した取組))			
			_			
		【目標】				
		特別管理産業廃棄物の種類	_			
	②計画	自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	_ t	t		
		(今後実施する予定の取組))			
			_			
特別	理産業廃棄物の処理の委託に関する事項					
		【前年度(令和 4 年度)実績】				
	①現状	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥	燃えやすい廃油		
		全処理委託量	50. 2 t	1.8 t		
		優良認定処理業者への 処理委託量	50.2 t	1.8 t		
		再生利用業者への 処理委託量	t	t		
		認定熱回収業者への 処理委託量	t	t		
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t		
		(これまでに実施した取組)				
		・優良認定処理業者、再生利用業者への処理委託推進				

(原白辺宁加田光老への)				(2)	ш,		
全処理委託量				【目標】			
 優良認定処理業者への 処理委託量		②計画 -	特別管理産業廃棄物の種類		汚泥	燃えやすい廃油	
			全処理委託量		53.0 t	2.0 t	
				優良認定処理業者への 処理委託量	53.0 t	2.0 t	
認定熱回収業者への 処理委託量 認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量 (今後実施する予定の取組) ・前年と同様 【前年度】(令和 4 年度)実績 特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。) 第2・情報処理組織の使用に				再生利用業者への 処理委託量	t	t	
禁回収を行う業者への 処理委託量 (今後実施する予定の取組) ・前年と同様 【前年度】 (令和 4 年度) 実績 特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。) 電子情報処理組織の使用に 思せて 東原					t	t	
・前年と同様 【前年度】 (令和 4 年度) 実績 特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。) 電子情報処理組織の使用に 関わる東原				熱回収を行う業者への	t	t	
特別管理産業廃棄物 排 出 量 ボリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。) 52.3 t 電子情報処理組織の使用に							
# 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。) 52.3 t 電子情報処理組織の使用に	電子情報処理組織の使用に関する事項		【前年度】(令和 4 年度)実績				
^(今後実施する予定の取組等)			排出量			52. 3 t	
			(今後実施する予定の取組等)				
・電子マニフェストの継続運用			・電子マニフェストの継続運用				
※事務処理欄	※事	務処理欄					

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、 全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する 法律施行令(以下「令」という。)第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への 再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項 の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を 行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トンを超える者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。